

企業立地促進条例のご案内

(市民雇用・市内発注 編)

横浜市では、「横浜市企業立地等促進特定地域等における支援措置に関する条例（企業立地促進条例）」を制定し、特定地域等において一定の条件を満たす事業計画を実施する方に対して、助成金の交付措置や市税の課税免除を行っています。このほか、当該事業計画を実施するにあたり、市民雇用者の人数や市内企業への発注について一定の条件を満たした場合には、助成金を上乗せします。

対象期間：2024年4月1日 から 2028年3月31日 まで
(上記期間内に事業計画書を提出した方が対象となります。)

【市民雇用の増に対する助成金】

1 支援内容

算定期間に増加した市民雇用者数に応じて助成金を交付します。

- ・ 市民雇用者数1人あたり、助成金額50万円
- ・ 助成金上限額2,500万円（市民雇用者増加数50人以上）

2 要件

事業所の建設・取得、又はテナント本社・研究所の設置に係る事業計画が認定され、助成金の交付や市民税の課税免除を受けることとなった事業者（以下「認定事業者」といいます）は、次の要件に該当する市民雇用者数に応じて、助成金を受けることができます。（※賃貸研究所、改修型賃貸研究所、賃貸工場、関係会社への事業所の賃貸、関係会社への特定集客施設の賃貸、特定再生型賃貸業務ビルを設置する事業計画又は家屋の取得（賃借を含む）、新築若しくは増築を伴わない事業計画の場合は、当助成金の対象になりません。）

次の要件のいずれも満たす場合に対象となります。

【要件1】 認定事業者が雇用する者で、下記①の算定期間の起算日から基準日までの間において「新たに雇用した横浜市民」又は「新たに横浜市民となった者」

※算定期間の起算日前から引き続き横浜市民で、市外の事業所から認定事業計画に係る市内の事業所に異動した方などは、対象になりません。

【要件2】 下記①の算定期間の基準日において、認定事業計画に基づく企業立地等に係る事業（以下「認定事業」といいます。）に従事する横浜市民

① 「算定期間」について

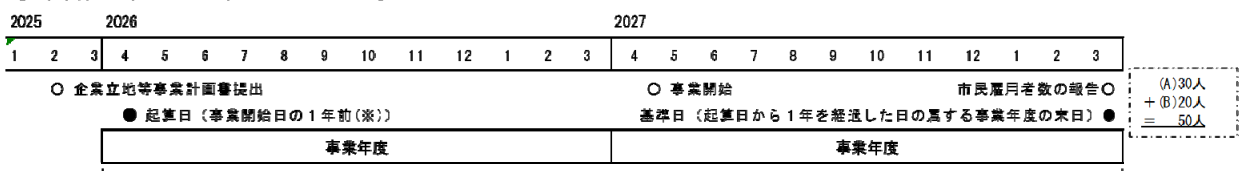
- (1) 起算日：次のうち、いずれか遅い方の日
- ・ 事業開始日の1年前の日
 - ・ 企業立地等事業計画書を提出した日
- (2) 基準日：起算日から1年を経過した日の属する事業年度の末日

② 「市民雇用者」について

基準日において、認定事業に従事する横浜市民のうち、次のいずれかに該当する者

- ・ 期間の定めなく雇用されている者
- ・ 労働契約の期間が1年を超えている者（短時間労働者を除く）
- ・ 連続した労働契約の期間が合計で1年を超えている者（短時間労働者を除く）

【事業年度が4月1日から3月31日までの法人の例】



「新たに雇用した横浜市民の人数(A)」+「新たに横浜市民となった者の人数(B)」=市民雇用者の人数（基準日に認定事業計画に従事している者）
(※)事業開始の日の1年前より、企業立地等事業計画書を提出した日が遅い場合は、企業立地等事業計画書を提出した日が起算日となります。

3 要件の確認

基準日においてご提出いただく「市民雇用者数報告書」、「市民雇用者数の内訳書」及び下記の添付書類にて確認します。

〈添付書類〉

- ・ 住民票の写し（マイナンバーの記載のないもの）（※）
※住所および新たに横浜市民になった日を確認します。
- ・ 市民雇用者の労働契約の期間、労働時間及び採用年月日を証することのできる書類（労働者名簿、労働契約書、労働条件通知書又は事業所別被保険者台帳の写しなど）
- ・ 個人情報の横浜市への提供に関する同意書の写し（該当者全員分）

【市内発注に対する助成金】 ※ 事業所の建設を行う認定事業者が対象

1 支援内容

投下資本額のうち、家屋・償却資産の取得に要する費用の1%に相当する助成金を交付します。

2 要件

認定事業者は、次の要件を満たした場合に支援を受けることができます。

投下資本額のうち、家屋・償却資産の取得に要する費用について

①

【要件1】 市内事業者への発注額の割合が2分の1を超えていること

②

【要件2】 市内事業者への発注額が10億円以上（中小企業者は1億円以上）であること

① 「家屋・償却資産の取得に要する費用」について

- ・ 家屋については、新築、増築又は改修（改修については、特定再生型賃貸業務ビルに限る）に要する費用が対象となり、既存家屋の取得に要する費用は対象になりません。
- ・ 既存家屋内の設備など、既存家屋の取得と同時に（同一の契約で）償却資産を取得する場合は、当該償却資産の取得に要する費用も対象になりません。

② 「市内事業者」について

横浜市内に本店等の主たる事務所を有する事業者をいいます。

※市内で事業を営む事業者であっても、本店等の主たる事務所が市外にある事業者の支店や営業所等である場合は、市内事業者に該当しません。

3 要件の確認

投下資本額の確定の際、市内事業者への発注額や発注割合を確認します。

なお、投下資本額の確定にあたり、ご提出いただく証憑書類は下記のとおりです。

- ・ 契約に関する書類の写し（見積書、契約書、発注書など）
- ・ 納入に関する書類の写し（納品書、検収書など）
- ・ 支払いに関する書類の写し（領収証、銀行等が発行する振込明細表など）
- ・ その他確認のために必要な書類

〈お問い合わせ先〉

横浜市 経済局 企業投資促進課 TEL : 045-671-2594

